

令和2年度 「学校いじめ防止基本方針」

学校法人 九州国際大学
九州国際大学附属高等学校
093-671-8443

1. 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校では、「平和で民主的な社会の形成者として、必要な資質を備えた知・徳・体のバランスのとれた生徒を育成する。」という教育方針に基づき、日々の教育活動全般において、いじめの防止、及び早期発見、早期対応に取り組んでいる。また、本校の教育活動における、目指す学校像の一つとして「他を思いやる豊かな心を育む学校」を掲げている。この目標を達成すべく教育活動を実施することが「いじめ」防止につながると考える。

2. いじめの未然防止（未然防止のための取組み等）

① 生徒及び教員の相互理解を深める。

ア. 「目指す生徒像」の理解と実践

学校として次の4点を「目指す生徒像」として掲げている。

- 高い知性と確かな学力を持つ生徒
- 社会の一員としての礼儀、マナーを身につけた生徒
- 心身ともに健やかで逞しい生徒
- 深く考え、自ら行動する聡明な生徒

イ. 「日々の実践」の理解と実践

生徒が日々実践していく項目として、次の3点を掲げている。

- さわやかな笑顔で挨拶を交わそう
- 礼節ある言葉づかいを心がけよう
- 服装を整え、生活マナーを大切にしよう

これらの項目を、頭髪服装検査時や学期に数回行われる学年集会等で生徒に理解させ、確実に実践できるよう日々指導をする。

② アンケート調査の実施

1.2 学期に、それぞれ1回ずつ「いじめアンケート」を実施することで、「いじめ」の早期発見、早期対応に努める。アンケートはA表（生徒記入）B表（保護者記入）の2種類を、週末金曜日の帰りのHRにて配布し、各家庭で記入させ、A表・B表をそれぞれ封筒に入れ厳封し、月曜日の朝のHRに回収する。生徒、保護者には「アン

ケートは校長が確認する」という旨を伝えており、各教室まで役職者が出向き、生徒の前で回収をする。この事により生徒、保護者が安心して記入できるように配慮している。回収されたA表（生徒記入）、B表（保護者記入）は、まず校長が目を通し、問題があれば、校長の指示のもと、管理職が確認し、内容に応じて各学年主任に対応させている。対応の仕方は様々である。その後、その対応結果を校長・管理職に報告する。この取り組みの結果、「いじめ」に発展する可能性がある事案に対して、早期発見、早期対応ができるようになった。

③ 日常的な家庭との連携

日々の遅刻、欠席、早退などの連絡はもちろん、保護者からの様々な相談によっては早期対応が必要になる事案を、担任・学年主任・コース長・養護教諭・生徒指導部・管理職との連携により、欠席が続く等の生徒に対して、段階的に、かつ速やかに対応する。

保護者からの様々な相談の内容により、以下の対応をとる

- 電話による対応
- 家庭訪問による対応
- 保護者が来校し担任、学年主任等直接対応
- 管理職が直接対応

3. いじめの早期発見

① 基本的考え方

「いじめはどのクラスにも、いつでも起こりうる問題である」との立場から、日常の生徒の様子・人間関係に気を配り、学校内外において生徒だけで過ごす時間をあまり長く作らないよう配慮する。少しでも異常に気が付けば当該生徒に声をかけ、担任を含む複数の教員に情報を伝達する。（教職員の連携が重要）

② いじめの早期発見のための措置

- ア) 朝のバス指導（整列乗車をさせて、安全なバス利用を指導する）
- イ) 朝の登校指導（交通量の多い横断歩道付近で、安全指導と朝の声かけ）
- ウ) 昼食時間の食堂巡視（休み時間の姿、マナーを見守る）
- エ) 下校指導（通学路における安全の確保）
- オ) 通常、教員は始業のチャイムより早く教室に出向くが、少しでも異常に気付けば当該クラスの各教科担当と連携し、さらに早く教室に行ってもらい、授業終了後も少し遅く教室を後にしてもらう。
- カ) 保健室利用、遅刻・早退・欠席の理由には担任・教科担当は特に注意を払う。
- キ) アンケート調査の実施（2-②参照）

4. いじめに対する措置

① 基本的考え方

「いじめを受けた側が心身の苦痛を感じていると判断した場合、その心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）はいじめである」との立場に立つ。また、例えば「多人数対1人」の図式で「1人」が問題行動を起こした場合、悪いのは「1人」の方であっても、「多人数」が一方的に「1人」を責めないよう配慮する。また、生徒間で問題を解決することはさせず、必ず教員に相談すること、指導するのは教員の役割であることを被害生徒・保護者にはっきり伝える。さらに、謝罪の場などを適宜、学校で設けたり、加害者側が被害者側の家庭に対し、電話や訪問を通して、謝罪の気持ちを表すように指導・助言することもある。

② いじめ、及びいじめに発展する可能性がある事案の発見・通報を受けたときの対応

ア) 学級担任は速やかに学年主任に報告する。

イ) 学級担任をはじめとする学年団は当事者・関係者に事情を聞き、確認する。

ウ) 学級担任は事例の大きさにより、基本的に

あ) 担任による指導 い) 学年主任による指導 う) 生徒指導部による指導

の3種類を想定し、それに基づき指導を展開し、事例によっては、その内容を「いじめ対策委員会」に報告する。

エ) 生徒指導部長は事例の内容により生徒指導委員会を開くか決定する。

③ いじめられた生徒、またはその保護者への支援

ア) 生徒から状況・事情を詳しく聞き取り、保護者にも説明する。加害者側に必ず「謝罪」と、今後は二度としないという「約束」をさせる旨を伝える。

イ) 報復行為は絶対にさせないこと、また、いじめられた生徒が安心して学校生活を送れることを第一に配慮する旨を、学校側として生徒・保護者に約束する。

④ いじめた生徒への指導、またはその保護者への助言

ア) 状況・事情を詳しく聞き取り、何がいけなかったか、これからどうすべきかをよく反省させる。

イ) 自分の言葉で「謝罪」、今後は二度としないという「約束」ができるまで指導を続ける。

ウ) 保護者にも状況・事情を説明し、学校側と同じ立場で生徒の更生に協力してもらう。

エ) 事例の内容によっては、法的効果を伴う懲戒による指導も有り得る。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) 事情・状況は必ず一人ひとり、個別に聞き取る。
- イ) 「多人数対1人」の状況では、大きな問題がなくても、その関わり方がいじめにつながる危険なものであることを十分に理解させる。
- ウ) 二度と同様の事態にならないよう、学校生活だけでなく、保護者にも家庭で注意を払ってもらう。

⑥ ネット上のいじめへの対応

全校生徒に対して、外部講師によるスマホ・携帯電話使用マナー講座を実施することで、あらかじめネットや携帯電話などの情報機器の取り扱いについては注意をよびかけている。

スマホ・携帯電話においては「基本的には、学校生活において必要でないもの」と位置づけ、保護者との緊急の連絡手段、安全の確保を使用目的とし、その趣旨を理解した上で、学校へのスマホ・携帯電話の持ち込みを許可し、場所と時間帯を指定して使わせるようにしている。またそのような情報機器の所有・使用においては保護者に指導・監督責任があることを、文書を通して確認し、家庭においても適切な指導をしていただくようお願いしている。それに関わる問題事象が起きた場合は、他の生徒指導上の問題行動と同様の手続きで指導を行っている。

5. いじめに関する重大事態への対処

いじめ対策委員会、危機管理委員会を招集し緊急対応を協議する。事態の発生と調査・報告、調査結果の提供及び報告を県知事、教育委員会、私学振興課に対して行う。

6. いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) 役割と機能

- ・学校におけるいじめ防止に関する日常的な取組みを行う。
- ・当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、職員会議で検討する原案を作成する。
- ・その年度ごとに取組みを反省し、改善点を次年度にあげる。

(3) 構成員

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導副部長、教務部長、各学年主任
人権・同和教育推進委員長、養護教諭、スクールカウンセラー

(必要に応じて)

当該クラス担任、関係の深い教職員、警察（スクールサポーターを含む）
学校医、父母教師会役員